

熊本市市民参画と協働の推進条例素案の解説書

平成22年12月
熊本市市民生活局市民生活部
市民協働推進課

本市では、新幹線開業や政令指定都市への移行という大変重要な時期を迎えています。

このような中、市民と行政がより良いパートナーとして、協力して日本一住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組むためには、市民の皆さんに信頼される市政運営を行うとともに、市民参画と協働によるまちづくりを推進していくことが必要です。

そこで本市では、自治の基本理念や自治運営の基本原則を定めた「熊本市自治基本条例」を施行するとともに、その自治基本条例の理念を市政運営において具現化していくため、このたび「市民参画と協働の推進条例」を策定することとしました。

この条例では、自治会、NPOなどまちづくりにかかわる団体や市民、事業者等が活動や生活を通して蓄えた豊かな社会経験、知識などを市政やまちづくりに活かすことのできるよう、市民参画の機会を拡充し、協働の仕組みを構築していくこととしています。

この「市民参画と協働の推進条例」の策定に当たっては、立案の段階から市民参画を实践するため、自治基本条例に基づき設置した「熊本市自治推進委員会」に、条例に盛り込むべき項目と内容の取りまとめを依頼し、5回に渡る審議を経て、平成22年10月、市長への答申をいただきました。

本市では、その答申を踏まえ条例素案を作成しましたが、さらに多くの市民の皆さんからのご意見をいただくため、パブリックコメント、説明会等を行い、寄せられた意見を尊重しながら条例案をまとめ、平成23年4月の施行を目指しています。

ぜひ、多くのご意見をお寄せください。

地域説明会の日程

(平成 23 年)

期日	場所	時間
1 月 7 日(金)	植木公民館 多目的ホール	各日 19:00~20:30 (終了時間は予定)
1 月 11 日(火)	市民活動支援センター・あいぽーと	
1 月 12 日(水)	東部公民館 ホール	
1 月 13 日(木)	西部公民館 ホール	
1 月 14 日(金)	富合公民館 研修室	

解 説

第1章 総則

第1条 目的 本条例に規定する内容を明らかにし、達成すべき目的を定めたものです。この条例では、自治基本条例の目的や理念に基づき、自治運営の基本原則により市政・まちづくりが行われるよう、情報共有を前提として参画の機会を拡充し、協働の取組を充実することにより、住民自治をさらに推進していくことを目指しています。

第2条 定義 「参画」と「協働」をはじめ、本条例で使用する重要な用語の意味を説明しています。自治基本条例で既に定義しているもののほか、関係要綱等から引用しています。

※第5号のパブリックコメントの定義中にある「計画等」の例としては、「総合計画」「地域保健福祉計画」「公的オンブズマン条例」「家庭ごみ有料化」などがあります。

第3条 情報共有 「自治運営の基本原則」（自治基本条例第4条）の一つである情報共有は、市民参画及び協働の前提であるため総則に定めています。市民が保有しているまちづくりに関する情報は、市民参画と協働を拡充推進するうえで必要であることから、市民と行政、市民同士が積極的に情報を提供し合い、共有に努めることとしています。

また、行政は情報を受け取る相手方の状況に応じて情報の提供方法に工夫することを定めています。

第2章 市民参画・・・市民が市政に参画するための基本的事項や特に重要な市民参画の手法（パブリックコメント、審議会等）を定めています。基本的事項としては、市民参画の対象、手法、実施時期、結果の取扱い、実施予定及び実施状況の公表などが盛り込んであります。

第4条 市民参画の拡充推進 より多くの市民が市政・まちづくりに参画できるよう、行政は市民に対し積極的な市民参画の機会を作り、様々な市民の意見を的確に把握して、有益な意見やアイデアを市政に反映することを定めています。

また、市民参画を効果的に推進していくため、市民と行政、市民同士が良好な信頼関係を築き、そのうえで積極的に市民参画に取り組むよう定めています。

第5条 市民参画の対象 市民参画の対象となる事項について、第1項は義務規定、第2項は対象外、第3項は「やむを得ない」など対象外とする理由の説明、第4項は努力規定を定めています。なお、対象事項それぞれの過程については、立案は義務、実施や評価については努力規定としています。

※第1項第2号中、「規則等」は規則・規程・訓令等、「行政指導指針等」は要綱や指針等を示しており、例としてパチンコ店の建築に関する指導要綱などがあります。

第6条 市民参画のための手法 第1項で市が既に市民参画を進めるために用いている主な手法を示し、さらに第2項では、新たな手法を調査研究し、試行していくよう定めています。

※第2項の新たな手法は、試行によって効果が認められれば、第1項第6号の手法として市長が定めることとなります。

第7条 市民参画の実施 市民参画を効果的な方法で適切な時期に実施することなど実施上の留意点を定めています。時期としては、施策の立案や実施、評価のそれぞれの過程において市民参画を実施することとし、具体的な留意点としては、市民の多様な意見を求めるために複数の手法を組み合わせること、特定地域に関する施策には直接影響を受ける市民の意見を聞き検討することを定めています。

第8条 公表 パブリックコメントや審議会等をはじめとする市民参画の事前、事後の公表及び公表手段、内容について定めています。具体的に示した5つの方法の中から1つ以上の方法により公表することとしています。

※第1号の「市の窓口」は市政情報プラザ等、「市の広報紙」は市政だより等を示しています。

第9条 パブリックコメントの対象 第5条第1項で定める市民参画の機会を設けなければならない事項の中で、市域全体の市民に向けて広く意見を求める必要があるときは、市民参画のための手法にパブリックコメントを含めなければならないこととしています。なお、パブリックコメントの対象外の事項に関しては、第5条第2項及び第3項と同様となります。

第10条 パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施するときの公表内容、市民意見を反映した結果の公表などについて定めています。なお、意見が無かった場合も、公表することとしています。
※第2項第2号の「素案等の要点」は、市民が理解しやすいよう素案等の内容のうち重要な部分を整理した説明資料等を示しています。

第11条 審議会等 審議会等の委員選定、公募、会議録の公表など重要な事項について定めています。なお、審議会等の設置指針では対象外となっている「その他これに準ずるもの」として「特定計画の策定委員会など、臨時的（概ね1年未満）なもの」についても本条例の対象としており、例として「公的オンブズマン条例検討委員会」などがあります。

第3章 協働・・・市民と行政、あるいは市民同士が協働を行っていく基本的事項（協働の原則）及び協働提案制度を定めています。原則については、条文中に「それぞれの特性や立場を理解」、「目的及び目標を共有」、「対等な立場で相互に補完」、「自主性及び自立性をもって」などを盛り込んでいます。

第12条 協働の取組の拡充推進 市民と行政、市民同士が相互理解のもと、協働の取組を拡充推進していくことを定めています。また、協働の取組に当たっては、多様な形態（協定締結、共催、事業協力、後援など）のうち効果的なものを検討し実施することとしています。

第13条 協働における市民の役割 協働の取組に当たって、市民は、社会的責任を認識し、市民同士や行政との連携・協力を図りながら取組内容の周知を図り、自ら説明責任を果たすことによって他の市民の理解と協力を得ることが必要であることを定めています。

第14条 協働における市長等の役割 協働の取組に当たって、市長等は、市民の自主性、自立性を尊重し、市民が必要とする範囲や内容に応じて協働できる環境をつくることを定めています。具体的には、協働に関する調査・研究、協働ハンドブックの作成などを行います。

第15条 協働のための提案 市民と行政が協働の取組を相互に提案でき、市民間の合意形成ができるような制度等の整備に取り組むことを定めています。具体的には、チャレンジ協働事業、ふれあい美化ボラン

ティア制度などの既存制度を充実し、政令指定都市移行後は区のまちづくりにおいて協働の提案ができるようなことも想定されます。

第4章 コミュニティ活動・・・「新しい公共の支援に関する提言」に基づき、市民の自主性、自立性を尊重した上で、コミュニティ活動の活発化に向けて市民と行政が相互に支援していくための基本的事項を定めています。（第20条は行政のみの役割）

第16条 自主自立のコミュニティ活動 市民が自主性と自立性をもってコミュニティ活動を継続していける環境づくりに、市民と行政が取り組むことを定めています。具体的には、市民によるコミュニティ活動の支援を目的とした寄附やバザーへの協力、行政による多様な主体のコーディネート等、コミュニティ活動を活発化する仕組みが必要です。

第17条 人材の育成 コミュニティ活動に取り組む人材を発掘、育成するため、学習する機会や学習するための情報提供などの支援を行うことを定めています。具体的には、まちづくりサポーター制度による地域リーダーの育成や、ユアフレンドなど学生ボランティアの育成、庁内の人材育成に関する取り組み情報の一元化などに取り組みます。

第18条 活動の場の整備等 活動拠点として「市民活動支援センター・あいぽーと」や「まちづくり交流室」の機能を充実し、地域コミュニティセンター等を地域の核として整備するとともに、民間の空き店舗などを活動の場として活用できるよう呼びかけていくことを定めています。

第19条 活動資金等の支援 地域団体への助成のほか、コミュニティ活動に必要な資金の支援に取り組むことを定めています。具体的には、校区自治協議会や地域公民館の運営補助、市民、事業者からの寄附による基金創設、物的支援の仕組みづくりなどを検討していきます。

第20条 施策の総合的な実施 行政は各局各課が行う施策を横断的に体系化して実施するよう取り組むことを定め、庁内推進体制の充実や関係施策の連携強化を図ります。

第21条 合意形成 小学校区等の地域や特定の分野における課題解決に必要な情報を整理・共有（例：校区カルテ）して、市民、事業者、行

政など様々な主体が合意を形成するための話し合いを行うとともに、協議に必要な機会や場を提供することを定めています。具体的には、校区自治協議会やエコパートナーくまもとなど市民同士又は市民と行政の協議の場を充実します。(地域コミュニティセンターの設置、関係協議会等の設置、開催)

第5章 市民参画と協働の検証

第22条 市民参画と協働の検証 総合計画の実施計画において、事業の参画協働に関する取組状況を管理し、その結果を毎年度公表していくことを定めています。また、取組状況は、自治推進委員会において検証し、その検証結果についても公表することとしています。

第6章 雑則

第23条 委任 「条例」だけでなく、関係する「規則等」「事業等」を体系的かつ適切に運用し、継続的に取り組んでいくことを定めています。

附 則

政令指定都市移行に伴い、行政におけるまちづくりに関する合意形成の方法などの改正を予定しています。